

公 告

下記のとおり通関業の許可が消滅したので、通関業法第10条第2項の規定により公告する。

記

- | | | |
|---|------------------|--|
| 1 | 通関業者の名称
及び所在地 | 協和キリンプラス株式会社
東京都千代田区大手町一丁目9番2号
大手町フィナンシャルシティ グランキューブ |
| 2 | 営業所の名称
及び所在地 | 防府営業所
山口県防府市華浦1-13-16 |
| 3 | 消滅理由 | 通関業の廃止 |
| 4 | 消滅年月日 | 令和8年6月30日 |

令和8年6月30日

門司税関長 弓削 州司